

議第30号 包括外部監査契約の締結について

1 趣旨

中核市への移行に伴い、新たに包括外部監査制度を導入することから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき平成28年度に係る包括外部監査契約を締結するものです。

なお、当該契約は、毎年度、弁護士、公認会計士等と締結することになります。

【包括外部監査契約とは】

都道府県、指定都市及び中核市並びにそれ以外の市町村で条例によって定めたものが、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨（住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成するために、弁護士、公認会計士等の専門家の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告書の提出を受けることを内容とする契約であり、毎会計年度、当該監査を行う専門家と締結するものとされています。

監査の実施後、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったときは、監査委員は当該結果を公表することとされています（地方自治法第252条の38第3項）。

2 県内の状況

包括外部監査については、都道府県、指定都市及び中核市に導入が義務付けられており、県内では、広島県、広島市及び福山市が導入済みです。

3 その他

包括外部監査の主なスケジュール（予定）は、次のとおりです。

時期	事務
平成28年4月	包括外部監査契約の締結、告示
	外部監査人補助者の選任・告示
平成28年6月頃まで	監査テーマの選定
平成28年6月頃から12月頃まで	監査の実施
平成28年12月頃から平成29年2月まで	監査結果報告の作成
	監査結果の報告
平成29年3月	監査結果報告の公表